

発信年月日：令和4年3月14日

所属部課	所属部長	担当職氏名	連絡先	企画総務部総務課 TEL 0837-23-1114 FAX 0837-22-6345
企画総務部	小林健司	総務課長 井関勝裕		
件名	長門市職員の懲戒処分について			

下記のとおり、令和4年3月14日付で、職員の懲戒処分を行いました。

記

1. 職員

市長部局部次長級職員（58歳、男性、事務職員） 減給10分の1（1ヶ月）

2. 事実経緯

令和3年12月10日（金）、被処分者が所属する部署の宴席において、被処分者が同部署の女性職員に対してセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント行為を行った。具体的には身体に触れる行為、不適切な発言、飲酒の強要などがあったものである。これにより、女性職員に対して身体的・精神的な苦痛を与えることとなった。被処分者の行為によって職場環境の風紀を乱し、被害者の勤務環境を悪化させている。

市長コメント

このたび、市職員によるハラスメント事案が発生したことは、極めて遺憾であり、市民の信用を著しく失墜することとなり、市政を預かる者として心から深くお詫び申し上げます。

本市では、平成29年に消防本部におけるハラスメント関連の不祥事が発生し、ハラスメント防止のための取り組みとして、相談員の設置、実態調査の実施、研修開催など対策を講じ、職員に対しては綱紀粛正を求めてまいりました。

今回の行為は、公務員として、社会人としての倫理観やモラルが全く欠如していたと言わざるを得ません。

こうした事態が今後絶対に起こらないよう、更なる服務規律の確保、綱紀粛正の徹底を図るとともに、公務員としての自覚を強く促し、失われた信頼を一日も早く取り戻すために、全職員が一丸となって職務に精励してまいります。